

さいたま市桜区選挙管理委員会告示第12号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における投票所の場所を公職選挙法第39条の規定に基づき、次のとおり指定した。

令和8年1月27日

さいたま桜区選挙管理委員会委員長 島崎 豊

指定する場所 別紙のとおり

投票区	投票所
桜区第 1 投票区	白 鍬 保 育 園
桜区第 2 投票区	大 久 保 中 学 校
桜区第 3 投票区	神 田 小 学 校
桜区第 4 投票区	上 大 久 保 中 学 校
桜区第 5 投票区	上 大 久 保 保 育 園
桜区第 6 投票区	大 久 保 東 小 学 校
桜区第 7 投票区	浦 和 西 体 育 館
桜区第 8 投票区	栄 和 公 民 館
桜区第 9 投票区	栄 和 小 学 校
桜区第 10 投票区	中 島 小 学 校
桜区第 11 投票区	土 合 中 学 校
桜区第 12 投票区	土 合 小 学 校
桜区第 13 投票区	桜 区 役 所
桜区第 14 投票区	新 開 小 学 校
桜区第 15 投票区	土 合 公 民 館
桜区第 16 投票区	田 島 公 民 館
桜区第 17 投票区	田 島 保 育 園
桜区第 18 投票区	田 島 小 学 校